

庄内町新産業創造館貸オフィス利用者募集要項

1 施設の所在地

山形県東田川郡庄内町余目字沢田108番地1

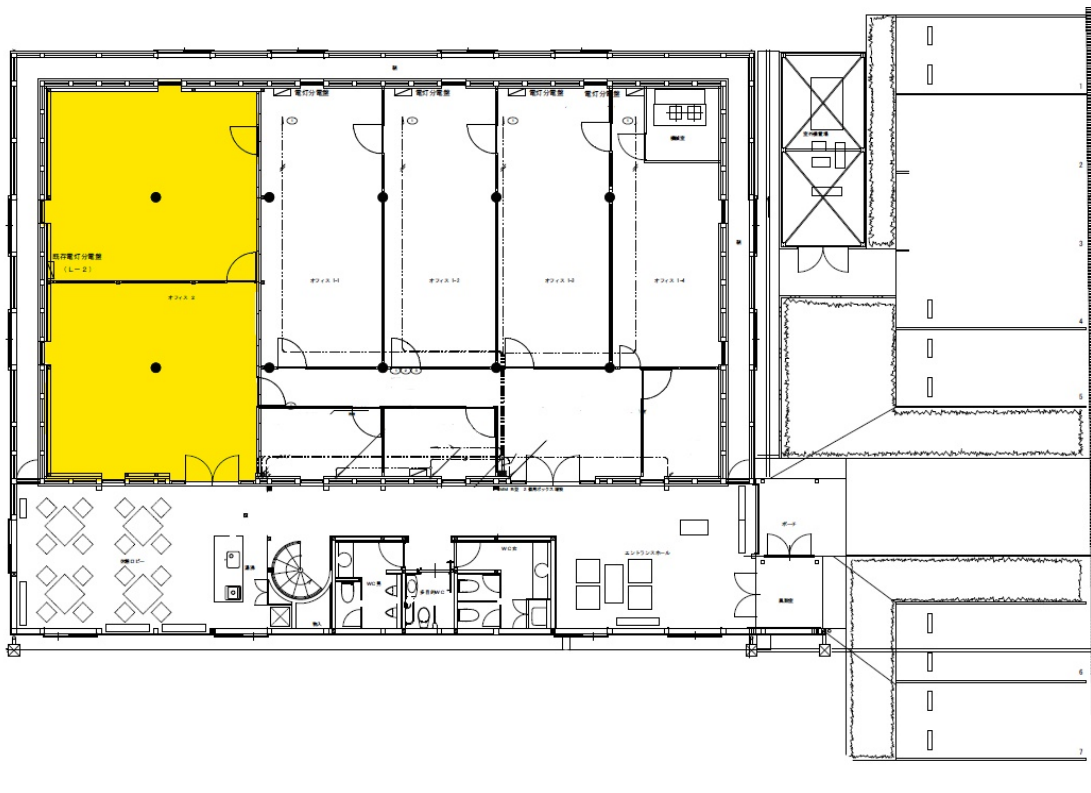
2 募集する施設の概要

募集する施設	施設の活用と利用対象者	面積	月額使用料	駐車場
貸オフィス2	新規事業の展開や事業規模の拡大を目指す会社や組織等のための事務用オフィスとして利用できます。	89 m ²	138,000 円	2台

※月額使用料は今後変更となる場合がございます。

3 施設の配置図

庄内町新産業創造館雑品庫貸オフィス配置図



網掛け部分が今回入居者を募集するオフィスです。

4 利用許可期間

令和6年5月1日（予定）から令和11年3月31日まで。

ただし、利用者の申請に基づき、町長が特に必要と認めるときは、更新できるものとします。

5 利用者の費用負担

- (1) オフィス及び共同で利用する施設の電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) オフィスの電話及び情報通信網の利用に要する費用
- (3) オフィスの蛍光灯等消耗品の交換費用及びガラス、壁、床等が破損した場合の取替え等の構造上重要でない部分の修繕費用
- (4) 特別な設備または改造に要する費用
- (5) 上記の他、町長が必要と認める費用

6 保証金

使用料の3カ月分に相当する額を、町長が指定する日まで納付していただきます。保証金は、退去時の明け渡しが行われた後に返還します。

7 提出書類等

募集期間内に、次の書類を整え、下記提出先まで郵送または持参してください。申請書様式は町ホームページのほか、担当窓口に準備しています。記載方法等についてご不明な点がある場合は、下記の「問合せ・担当窓口」までお尋ねください。なお、必要に応じて下記以外の書類の提出を求める場合があります。

- (1) 新産業創造館利用許可申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 企業概要書
- (4) 定款
- (5) 法人登記簿謄本
- (6) 直近3期分の決算書（3期に満たない場合は、その全部又は決算見込書、創業の場合は不要）
- (7) 国税及び地方税の納税証明書

○ 書類提出先

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字沢田 108-1（新産業創造館クラッセ2階）

庄内町商工観光課新産業創造係 電話 0234-42-2909

○ 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

8 募集期限

令和6年4月12日（金）

※提出書類を郵送する場合は、当日必着

9 利用者選考会

令和6年4月下旬開催（予定）

選考会において事業計画書等を審査のうえ利用者を決定します。なお、選考の際は、次の項目を優先事項とします。

- ・事業計画等が明確で新産業創造館の整備目的（産業の振興、雇用の創出、中心市街地の活性化）に沿うもの
- ・庄内町に住所を有する方、又は庄内町に所在する企業や団体等

※審査の内容、結果に対する質問や異議等については一切受け付けません。

10 問合せ・担当窓口

ご不明な点については、次の担当窓口までお問い合わせください。

【担当窓口】庄内町商工観光課新産業創造係 電話 0234-42-2909